

静岡県告示第278号の13

静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱（昭和54年静岡県告示第1014号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 沿岸漁業改善資金の<u>貸付け</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による<u>貸付申請書</u>（正本1通及び副本2通）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の貸付申請書</u>には、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による<u>事業計画書</u>を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 <u>様式第2号(その5)</u></p> <p>(6) 婦人・高齢者活動資金 <u>様式第2号(その6)</u></p> <p>(7) 研修教育資金 <u>様式第2号(その7)</u></p> <p>(8) 高度経営技術習得資金 <u>様式第2号(その8)</u></p> <p>(9) 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金 ア 漁船漁業を開始する場合 <u>様式第2号(その9)</u> イ 養殖業を開始する場合 <u>様式第2号</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この要綱において「<u>融資機関</u>」とは、<u>法第3条第2項に規定する融資機関</u>をいう。</p> <p>(貸付資格の認定の申請)</p> <p>第6条 沿岸漁業改善資金の<u>貸付資格の認定</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による<u>貸付資格認定申請書</u>（以下「<u>認定申請書</u>」という。）（正本1通及び副本2通）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>認定申請書</u>には、次の各号に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による<u>経営等改善措置に関する計画、生活改善措置に関する計画又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画</u>（以下これらを「<u>事業計画書</u>」という。）を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 <u>様式第2号の2(その1)</u></p> <p>(6) 婦人・高齢者活動資金 <u>様式第2号の2(その2)</u></p> <p>(7) 研修教育資金 <u>様式第2号の3(その1)</u></p> <p>(8) 高度経営技術習得資金 <u>様式第2号の3(その2)</u></p> <p>(9) 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金 ア 漁船漁業を開始する場合 <u>様式第2号の3(その3)</u> イ 養殖業を開始する場合 <u>様式第2号の</u></p> |

(その10)

(10) 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金

ア 漁船漁業を開始する場合 様式第2号

(その11)

イ 養殖業を開始する場合 様式第2号

(その12)

3 申請者が沿岸漁業従事者の組織する団体である場合にあつては、第1項の貸付申請書に前項の事業計画書のほか、様式第3号による団体概要書を添付しなければならない。

4 申請者が認定中小企業者である場合にあつては、第1項の貸付申請書に第2項の事業計画書のほか、農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の写しを添付しなければならない。

5 申請者が農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。）である場合にあつては、第1項の貸付申請書に第2項の事業計画書のほか、同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）の写しを添

3 (その4)

(10) 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金

ア 漁船漁業を開始する場合 様式第2号

の3 (その5)

イ 養殖業を開始する場合 様式第2号の

3 (その6)

3 認定申請書及び事業計画書には、県から直接貸付けを受けることを希望する者にあつては次条第1項の貸付申請書を、融資機関から貸付けを受けることを希望する者にあつては第9条の2第1項の借入申込書の写しを添付しなければならない。

4 申請者が沿岸漁業従事者の組織する団体である場合にあつては、認定申請書に事業計画書及び次条第1項の貸付申請書又は第9条の2第1項の借入申込書の写しのほか、様式第3号による団体概要書を添付しなければならない。

5 申請者が認定中小企業者である場合にあつては、認定申請書に事業計画書及び次条第1項の貸付申請書又は第9条の2第1項の借入申込書の写しのほか、農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の写しを添付しなければならない。

6 申請者が農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。）である場合にあつては、認定申請書に事業計画書及び次条第1項の貸付申請書又は第9条の2第1項の借入申込書の写しのほか、同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画

付しなければならない。

- 6 申請者が促進事業者である場合にあつては、第1項の貸付申請書に第2項の事業計画書のほか、6次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）の写しを添付しなければならない。

(貸付決定)

- 第7条** 知事は、前条第1項の貸付申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査して貸付けの適否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による貸付けの決定を行つたときは、様式第4号による貸付決定通知書を申請者に交付するものとし、貸付けをしない旨決定したときもその旨を通知するものとする。

(借用証書)

- 第9条** 申請者は、第7条第2項の貸付決定通知書を受取つたときは、様式第5号による借用証書を知事に提出するものとする。

(以下「認定生産製造連携事業計画」という。)の写しを添付しなければならない。

- 7 申請者が促進事業者である場合にあつては、認定申請書に事業計画書及び次条第1項の貸付申請書又は第9条の2第1項の借入申込書の写しのほか、6次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）の写しを添付しなければならない。

(県による貸付け)

- 第7条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者であつて、県から直接貸付けを受けることを希望するものは、認定申請書と併せて様式第2号の4による貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、認定申請書及び貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査して貸付資格の認定及び貸付けの適否を決定するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による貸付資格の認定及び貸付けの決定を行つたときは様式第3号の2による貸付資格認定書及び様式第4号による貸付決定通知書（県による貸付け用）を申請者に交付するものとし、貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(借用証書)

- 第9条** 申請者は、第7条第3項の貸付決定通知書を受取つたときは、様式第5号による借用証書（県による貸付け用）を知事に提出しなければならない。

(融資機関による貸付け等)

- 第9条の2** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者であつて、融資機関から貸付けを受けることを希望するものは、様式第5号

の2による借入申込書を融資機関に提出するとともに、認定申請書に当該借入申込書の写しを添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、認定申請書の提出を受けたときは、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定を行ったときは、第7条第3項の貸付資格認定書を申請者に交付するとともに、様式第5号の3による貸付資格認定通知書により融資機関に通知するものとし、貸付資格の認定をしない旨の決定をしたときはその旨を申請者及び融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、様式第5号の4による県貸付金貸付申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付けの決定を行ったときは様式第5号の5による県貸付金貸付決定通知書を融資機関に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、知事から前項の県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに様式第5号の6による貸付決定通知書（融資機関による貸付け用）を申請者に交付するものとする。

6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、様式第5号の7による県貸付金支払請求書を知事に提出するものとする。

7 知事は、前項の規定による支払の請求を受けて県貸付金を交付するものとし、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、様式第5号

の8による県貸付金借用証書を知事に提出するものとする。

8 融資機関は、第5項の貸付決定通知書（融資機関による貸付け用）の交付を受けた者（以下「転貸貸付決定者」という。）との貸付契約を様式第5号の9による借用証書（融資機関による貸付け用）により締結するものとする。

9 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに転貸貸付決定者に沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として当該転貸貸付決定者に係る既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。

10 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

11 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告しなければならない。

12 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「認定申請書に当該借入申込書の写しを添付して」とあるのは、「第7条第3項の貸付資格認定書の写し及び当該借入申込書の写しを」とする。

（貸付資格認定の取消し）

(決定の取消し)

第10条 知事は、第7条第2項の貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が、貸付申請に際し虚偽の申請をしたと認めるとき又は貸付決定に係る事業を取りやめたときは、その貸付決定を取消すことができる。

2 知事は、貸付決定者が、貸付決定通知書の交付を受けた日から2月を経過しても前条に規定する借用証書を提出しないときは、貸付けの決定を取消すものとする。

(事業計画の変更等)

第11条 貸付決定者又は沿岸漁業改善資金の交

第9条の3 知事は、貸付けの決定から事業の完了までの間に、法第2条第2項に規定する経営等改善措置、同条第3項に規定する生活改善措置又は同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合には、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとする。この場合において、知事は、様式第5号の10による貸付資格認定取消通知書を第7条第3項の貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「直貸貸付決定者」という。）若しくは転貸貸付決定者又は沿岸漁業改善資金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合にあつては、その旨を融資機関に通知し、第12条に規定する期限前償還その他のこの要綱に定める所定の手続を行わなければならないものとする。

(決定の取消し)

第10条 知事又は融資機関（以下「貸付決定機関」という。）は、直貸貸付決定者又は転貸貸付決定者（以下「貸付決定者」という。）が、貸付申請に際し虚偽の申請をしたと認めるとき又は貸付決定に係る事業を取りやめたときは、その貸付決定を取消すことができる。

2 貸付決定機関は、貸付決定者が、第7条第3項の貸付決定通知書（県による貸付け用）又は第9条の2第5項の貸付決定通知書（融資機関による貸付け用）の交付を受けた日から2月を経過しても第9条の借用証書（県による貸付け用）又は第9条の2第8項の借用証書（融資機関による貸付け用）を提出しないときは、貸付けの決定を取消すものとする。

(事業計画の変更等)

第11条 貸付決定者又は借受者は、貸付けの対

付を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付けの対象となつた事業の内容に重大な変更を加えようとするときは、様式第6号による事業変更承認申請書（正本1通及び副本2通）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第7条の規定は第1項の規定による承認又は不承認の決定について準用する。

（期限前償還）

第12条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、第4条の別表に規定する償還期間にかかわらず、当該借受者に対し、いつでも沿岸漁業改善資金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) （略）
- (2) 償還金の支払いを怠つたとき。
- (3) （略）

（繰上償還）

第13条 借受者が、繰上償還をしようとする

象となつた事業の内容に重大な変更を加えようとするときは、様式第6号による事業変更承認申請書（正本1通及び副本2通）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第7条第2項の規定は、第1項の規定による承認又は不承認の決定について準用する。この場合において、第7条第2項中「認定申請書及び貸付申請書」とあるのは「第11条第1項の事業変更承認申請書」と、「貸付資格の認定及び貸付け」とあるのは「事業変更の承認」と読み替えるものとする。

（期限前償還）

第12条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも期限を示して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) （略）
- (2) 貸付金の償還金の支払を怠つたとき。
- (3) （略）

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも期限を示して貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が第9条の2第11項の報告を求めた場合に、その報告を怠つたとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

（繰上償還）

第13条 借受者が、繰上償還をしようとする

きは、様式第8号による繰上償還届を知事に提出しなければならない。

(違約金)

第14条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は第12条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25%の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 知事は、償還金の支払いの期日を過ぎて、次条の規定による支払の猶予をしない旨の決定をしたときも違約金を徴収することができる。

(支払の猶予)

第15条 借受者は、災害その他やむを得ない事由により貸付金の償還が著しく困難であるため償還金の支払の猶予を受けようとするときは、様式第9号による支払猶予申請書その他必要な書類を添えて償還日の30日前までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条の規定は、前項の規定による承認又は不承認の決定について準用する。

(届出事項)

第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、様式第10号による変更届を知事に提出しなければならない。

きは、様式第8号による繰上償還届を貸付決定機関に提出しなければならない。

2 融資機関が前項の繰上償還届を受領したときは、速やかに様式第8号の2による県貸付金繰上償還届を知事に提出しなければならない。

(違約金)

第14条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は第12条の規定により償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25%の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 貸付決定機関は、知事が償還金の支払期日を過ぎて次条の規定による支払の猶予をしない旨の決定をしたときも、違約金を徴収することができる。

(支払の猶予)

第15条 借受者は、災害その他やむを得ない事由により貸付金の償還が著しく困難であるため償還金の支払の猶予を受けようとするときは、様式第9号による支払猶予申請書その他必要な書類を添えて償還日の30日前までに貸付決定機関に提出し、その承認を受けなければならない。

2 融資機関は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに様式第9号の2による県貸付金支払猶予申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

3 前2項の規定による承認又は不承認の決定及び借受者への通知に係る手続については、知事が別に定める。

(届出事項)

第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、様式第10号による変更届を貸付決定機関に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(報告及び監査)

第18条 知事は、借受者、漁業協同組合及び信漁連に対し、資金の使途、事業実施状況その他必要と認める事項について報告を徴し、又は監査をし、並びにこれらの結果に基づき必要な措置を執ることができるものとする。

い。この場合において、融資機関が当該届を受領したときは、速やかにその写しを知事に提出するものとする。

(1)～(4) (略)

(報告及び監査)

第18条 知事は、借受者、漁業協同組合、信漁連及び融資機関に対し、資金の使途、事業実施状況その他必要と認める事項について報告を徴し、又は監査をし、並びにこれらの結果に基づき必要な措置を執ることができるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表の1の表償還期間等の欄中

「

償還期間 7年以内
(据置期間1年以内を含む。)

農商工等連携促進法第13条の沿岸
漁業改善資金助成法の特例の場合
償還期間 9年以内
(据置期間3年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿
岸漁業改善資金助成法の特例の場
合
償還期間 9年以内
(据置期間1年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改
善資金助成法の特例の場合
償還期間 9年以内
(据置期間3年以内を含む。)

」

「

(1) 貸付金
7年以内(据置期間1年以内を
含む。)

農商工等連携促進法第14条の沿
岸漁業改善資金助成法の特例の場
合 9年以内(据置期間3年以内
を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の
沿岸漁業改善資金助成法の特例の
場合 9年以内(据置期間1年以
内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 9
年以内(据置期間3年以内を含
む。)

を

に、

(2) 県貸付金
8年以内(据置期間2年以内を
含む。)

農商工等連携促進法第14条の沿
岸漁業改善資金助成法の特例の場
合 10年以内(据置期間4年以内
を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の
沿岸漁業改善資金助成法の特例の
場合 10年以内(据置期間2年以
内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 10
年以内(据置期間4年以内を含
む。)

」

「

償還期間 4年以内
(据置期間 2年以内を含む。)

農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
償還期間 5年以内
(据置期間 3年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
償還期間 5年以内
(据置期間 2年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
償還期間 5年以内
(据置期間 3年以内を含む。)

」

「

(1) 貸付金
4年以内 (据置期間 2年以内を含む。)

農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 5年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 5年以内 (据置期間 2年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 5年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

を

(2) 県貸付金
5年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

に、

農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 6年以内 (据置期間 4年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 6年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 6年以内 (据置期間 4年以内を含む。)

」

「

償還期間 10年以内
(据置期間 3年以内を含む。)

農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合

償還期間 12年以内
(据置期間 5年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合

償還期間 12年以内
(据置期間 3年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合

償還期間 12年以内
(据置期間 5年以内を含む。)

」

「

(1) 貸付金

10年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 12年以内 (据置期間 5年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 12年以内 (据置期間 3年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 12年以内 (据置期間 5年以内を含む。)

を

(2) 県貸付金

11年以内 (据置期間 4年以内を含む。)

農商工等連携促進法第14条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 13年以内 (据置期間 6年以内を含む。)

農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 13年以内 (据置期間 4年以内を含む。)

6次産業化法第11条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合 13年以内 (据置期間 6年以内を含む。)

に、

」

| | | | |
|------------------------------|---|---|----|
| 「 5年以内（据置期間1年以内を含む。） 」 | を | 「 (1) 貸付金 5年以内（据置期間1年以内を含む。） (2) 県貸付金 6年以内（据置期間2年以内を含む。） 」 | に、 |
|------------------------------|---|---|----|

| | | | |
|---|---|---|----|
| 「 貸付けの内容の欄(1)及び(2)については2年以内、同欄(3)から(5)までについては5年以内 」 | を | 「 (1) 貸付金 貸付けの内容の欄(1)及び(2)については2年以内、同欄(3)から(5)までについては5年以内 (2) 県貸付金 貸付けの内容の欄(1)及び(2)については3年以内（据置期間1年以内を含む。）、同欄(3)から(5)までについては6年以内（据置期間1年以内を含む。） 」 | に、 |
|---|---|---|----|

| | | | |
|----------------|---|---|-------|
| 「 5年以内 」 | を | 「 (1) 貸付金 5年以内 (2) 県貸付金 6年以内（据置期間1年以内を含む。） 」 | に改め、別 |
|----------------|---|---|-------|

5年以内

表の2の表貸付けの相手方の欄中「沿岸魚業」を「沿岸漁業」に、同表償還期間等の欄中

| | | | |
|-----------|---|--|-------|
| 「 3年以内 | 「 | (1) 貸付金 貸付けの内容の欄(1)については 3年以内、同欄(2)及び(3)について は2年以内 | 「 |
| 2年以内 | を | (2) 県貸付金 貸付けの内容の欄(1)については 4年以内（据置期間1年以内を 含む。）、同欄(2)及び(3)については3 年以内（据置期間1年以内を 含む。） | に、 |
| 2年以内 | 」 | | 」 |
| 「 5年以内 | を | (1) 貸付金 7年以内 | に、 |
| 「 | 」 | (2) 県貸付金 8年以内（据置期間1年以内を 含む。） | 」 |
| 「 3年以内 | を | (1) 貸付金 3年以内 | に改め、別 |
| 「 | 」 | (2) 県貸付金 4年以内（据置期間1年以内を 含む。） | 」 |

表の3の表中「貸付内容」を「貸付けの内容」に改め、同表償還期間等の欄中

「 3年以内（据置期間1年以内を含む。）
5年以内（据置期間1年以内を含む。） を 「 (1) 貸付金
5年以内（据置期間1年以内を含む。）
(2) 県貸付金
6年以内（据置期間2年以内を含む。） に、
」 」

「 5年以内 」を 「 (1) 貸付金
5年以内
(2) 県貸付金
6年以内（据置期間1年以内を含む。） に、
」 」

「 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
〔農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
償還期間12年以内（据置期間3年以内を含む。）〕 を 「 (1) 貸付金
10年以内（据置期間3年以内を含む。）
〔農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
12年以内（据置期間3年以内を含む。）〕 に改める。
(2) 県貸付金
11年以内（据置期間4年以内を含む。）
〔農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合
13年以内（据置期間4年以内を含む。）〕 」 」

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

郵便番号

住 所 （法人にあつては所在地）

申請者 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者名）

生年月日 年 月 日（才）

電話番号

沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

様式第 2 号（その 1）から様式第 2 号（その 4）までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改める。

様式第 2 号（その 5）中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 2（その 1）とする。

様式第 2 号（その 6）中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 2（その 2）とする。

様式第 2 号（その 7）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 1）とする。

様式第 2 号（その 8）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 2）とする。

様式第 2 号（その 9）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 3）とする。

様式第 2 号（その 10）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 4）とする。

様式第 2 号（その 11）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 5）とする。

様式第 2 号（その 12）中「事業計画書」を「青年漁業者等養成確保措置に関する計画」に改め、同様式を様式第 2 号の 3（その 6）とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の4（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

郵便番号

住 所 （法人にあつては所在地）

申請者 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者名）

生年月日 年 月 日（才）

電話番号

次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたいので、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|-------------------|--|-----|-------|------|--|
| 受付水産・海洋 技術研究所名 | | 受付日 | 年 月 日 | 受付番号 | |
|-------------------|--|-----|-------|------|--|

| 資金 | 種類 | 貸付けの 内容 | 償還 期間 | 据置 期間 | 資金交付 希望日 | 借り受けようとする 事業費及び申請額 | | |
|----|----|------------|----------|----------|-------------|-----------------------|-----|-----|
| | | | | | | 事業量 | 事業費 | 申請額 |
| | | | | | 年 月 日 | | 千円 | 千円 |

| | | | | |
|-------|----|----|---------|----------------|
| 連帯保証人 | 住所 | 氏名 | 申請者との関係 | 住所地の属する 漁協名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| |
|------|
| 担保物件 |
| |

| 償還計画 | 1年目 | | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|------|-------|-----|-----|------|------|------|
| | 償還日 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| | 年 月 日 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 |
| 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| 申請者の概要 | |
|--------------------------|-------|
| 事業開始の時期 | 年 月 日 |
| 事業の概要 (漁業種類、借入事業の概要等) | |
| 所属漁協名 | |
| 資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| 常時使用する従業者数 | 人 |

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された下記の申請については、これを認定する。

記

| | |
|---------|----|
| 融資機関名 | |
| 申請者氏名 | |
| 資 金 | |
| 種 類 | |
| 貸付けの内容 | |
| 事 業 量 | |
| 事 業 費 | 千円 |
| 貸 付 金 額 | 千円 |
| 償 還 期 間 | 年 |
| 据 置 期 間 | 年 |

様式第4号中「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」を「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（県による貸付け用）」に、「納入期日」を「償還期日」に改める。

様式第5号（表）中「沿岸漁業改善資金借用証書」を「沿岸漁業改善資金借用証書（県による貸付け用）」に、「資金種類」を「資金の種類」に、「致し」を「いたし」に改め、同様式（裏）中「各号の1」を「各号のいずれか」に、「各支払期日」を「各償還期日」に、「公用収容」を「公用収用」に、「乙が借入金」を「乙がこの借入金」に、「第15条」を「第15条第1項」に改め、同様式の次に次の9様式を加える。

様式第5号の2（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 氏 名 様

郵便番号

住 所 （法人にあつては所在地）

申請者 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者名）

生年月日 年 月 日（才）

電話番号

静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり沿岸漁業改善資金の借入れを申し込みます。

| | | | | | |
|---------|--|-----|-------|------|--|
| 受付融資機関名 | | 受付日 | 年 月 日 | 受付番号 | |
|---------|--|-----|-------|------|--|

| 資金 | 種類 | 貸付けの内容 | 償還期間 | 据置期間 | 資金交付希望日 | 借り受けようとする事業費及び申請額 | | |
|----|----|--------|------|------|---------|-------------------|-----|-----|
| | | | | | | 事業量 | 事業費 | 申請額 |
| | | | | | 年 月 日 | | 千円 | 千円 |

| | | | | |
|-------|----|----|---------|----------------|
| 借付元正人 | 住所 | 氏名 | 申請者との関係 | 住所地の属する 漁協名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| |
|------|
| 担保物件 |
| |

| | | | | | | |
|------|-------|-----|-----|------|------|------|
| 償還計画 | 1年目 | | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| | 償還日 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| | 年 月 日 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 |
| 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | |
|--------------------------|-------|
| 申請者の概要 | |
| 事業開始の時期 | 年 月 日 |
| 事業の概要 (漁業種類、借入事業の概要等) | |
| 所属漁協名 | |
| 資本金の額又は出資の総額 | 円 |
| 常時使用する従業者数 | 人 |

様式第5号の3（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

融資機関の代表者 氏 名 様

静岡県知事 氏 名 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定により、年 月 日に提出された下記の申請については、これを認定したので通知する。

記

| | |
|---------|----|
| 融資機関名 | |
| 申請者氏名 | |
| 資 金 | |
| 種 類 | |
| 貸付けの内容 | |
| 事 業 量 | |
| 事 業 費 | 千円 |
| 貸 付 金 額 | 千円 |
| 償 還 期 間 | 年 |
| 据 置 期 間 | 年 |

様式第5号の4（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
融資機関 名称
代表者 氏 名

沿岸漁業改善資金助成法第3条第2項に規定する沿岸漁業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第9条の2第3項の規定により、申請します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額 円

（注） 各漁業従事者等から提出のあつた借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

様式第5号の5（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

融資機関の代表者 氏 名 様

静岡県知事 氏 名

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定する。

記

| | |
|-------|--|
| 資金の内容 | |
| 資金の使途 | |

| |
|------|
| 貸付金額 |
| 千円 |

| | |
|-------|--------|
| 貸付決定日 | 貸付決定番号 |
| 年 月 日 | |

様式第5号の6 (第9条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書 (融資機関による貸付け用)

年 月 日

様

所在地
 融資機関 名称
 代表者 氏 名

年 月 日付で申請された沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付けについては、下記のとおり決定する。

記

| 資金 | 種類 | 貸付けの内容 | 貸付決定番号 | 貸付金額 |
|------------------|------|--------|---------|------|
| | | | | 千円 |
| 償還期限 | | 年 月 日 | | |
| 償 還 方 法 | 償還期日 | | 金額 (千円) | 摘要 |
| | 第1回 | 年 月 日 | | |
| | 第2回 | 年 月 日 | | |
| | 第3回 | 年 月 日 | | |
| | 第4回 | 年 月 日 | | |
| | 第5回 | 年 月 日 | | |
| | 第6回 | 年 月 日 | | |
| | 第7回 | 年 月 日 | | |
| | 第8回 | 年 月 日 | | |
| | 第9回 | 年 月 日 | | |
| | 第10回 | 年 月 日 | | |
| | 第11回 | 年 月 日 | | |
| | 第12回 | 年 月 日 | | |
| | 計 | | | |
| 連帯保証人 | | ほか 人 | | |
| 担保物件 | | | | |

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 借用証書提出期限 | 年 月 日 | 資金交付日 | 年 月 日 |
|----------|-------|-------|-------|

様式第5号の7（第9条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
融資機関 名称
代表者 氏 名

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求額 円

（注） 以下の項目についても記載すること。

発行責任者 職・氏名

担当者 職・氏名

連絡先

様式第5号の8 (第9条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(表)

収入印紙
添付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

所在地
融資機関 名称
代表者 氏 名 ㊟

- 1 沿岸漁業改善資金県貸付金 金 円を借用いたしました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、国の通知及び静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱並びに裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約いたします。
- 3 償還期限及び償還金額は、次のとおりとします。

| 資金 | 種類 | 貸付決定番号 | 貸付金額 | | |
|------|------|--------|-------|----|--|
| | | | 千円 | | |
| | 償還期限 | | 年 月 日 | | |
| 償還方法 | 償還期日 | 金額 | 残高 | 備考 | |
| | 第1回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第2回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第3回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第4回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第5回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第6回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第7回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第8回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第9回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第10回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第11回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第12回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| | 第13回 | 年 月 日 | 千円 | 千円 | |
| 計 | | | | | |

(裏)

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。注:融資機関)は、静岡県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各償還期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までにやることができない場合を除く。)
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立があつたとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (9) 乙が静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、償還期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。
- 3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。
- 4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

様式第5号の9 (第9条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)
(表)

収入印紙
添付欄

| | | |
|------|-----|-------|
| | 受 理 | 年 月 日 |
| | 受 理 | 年 月 日 |
| | 受 理 | 年 月 日 |
| 貸付決定 | 番 号 | 第 号 |
| | 年月日 | 年 月 日 |

沿岸漁業改善資金借用証書 (融資機関による貸付け用)

| | | | | | | | |
|------------|-----------|------|-----------------|---|----|----|--|
| 資金の種類 | | | | | | | |
| 借受者の氏名又は名称 | | 住所 | 郡 大字 番 号 町 市 | | | | |
| 借入金額 | 償還期日及び償還額 | 第1回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| 千円 | | 第2回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第3回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第4回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第5回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第6回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第7回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第8回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第9回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| | | 第11回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | |
| 第12回 | | 年 | 月 | 日 | 千円 | | |
| 償還期限 | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | |

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

融資機関の代表者 氏 名 様

住 所 (法人にあつては所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者名) ㊦

上記資金の借受けにつき、下名は静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

| | | | | | |
|----|---|-------------------|----|---|-------------------|
| 氏名 | 印 | 住所 | 氏名 | 印 | 住所 |
| | | 郡 町大字 番 号 市 | | | 郡 町大字 番 号 市 |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) 資金の種類欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第4条の別表に掲げる種類を記載すること。

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、(以下「甲」という。注：融資機関)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各償還期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (8) 乙が、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) その他、甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。
- (10) 乙がこの借入金により行う経営の収支を明らかにした帳簿の記載を行わなかつたとき。(漁業経営開始資金に限る。)

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第15条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

3 乙は、第1条各号(第9号を除く。)に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承諾を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 貸し付けている資金

| 貸付決定日 | 貸付決定番号 | 貸付金額 |
|-------|--------|------|
| 年 月 日 | | 千円 |

2 取消理由

| |
|--|
| |
|--|

様式第8号中「静岡県知事」を「貸付決定機関代表者」に、「支払期日」を「償還期日」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2 (第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

沿岸漁業改善資金県貸付金繰上償還届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
融資機関 名称
代表者 氏 名

下記のとおり借り受けている沿岸漁業改善資金県貸付金を繰上償還したいのでお届けします。

記

- 1 貸付決定番号 年 月 日付け 第 号
- 2 貸付決定金額 円
- 3 貸付残額 円
- 4 繰上償還額 円
- 5 残 額 円
- 6 繰上償還後の償還計画

| 償 還 期 日 | 金 額 |
|------------|-----|
| 第1回 年 月 日 | 円 |
| 第2回 年 月 日 | 円 |
| 第3回 年 月 日 | 円 |
| 第4回 年 月 日 | 円 |
| 第5回 年 月 日 | 円 |
| 第6回 年 月 日 | 円 |
| 第7回 年 月 日 | 円 |
| 第8回 年 月 日 | 円 |
| 第9回 年 月 日 | 円 |
| 第10回 年 月 日 | 円 |
| 第11回 年 月 日 | 円 |
| 第12回 年 月 日 | 円 |
| 第13回 年 月 日 | 円 |

7 繰上償還の理由

様式第9号中「静岡県知事」を「貸付決定機関代表者」に、「支払い」を「支払」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2 (第15条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
 融資機関 名称
 代表者 氏 名

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)で沿岸漁業改善資金県貸付金を借受けましたが、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

| 資 金 の 種 類 | | |
|-----------------|---------|----------|
| 借 受 金 額 | | |
| | 償 還 期 日 | 金 額 |
| 当 初 の 償 還 方 法 | 第1回 | 年 月 日 千円 |
| | 第2回 | 年 月 日 千円 |
| | 第3回 | 年 月 日 千円 |
| | 第4回 | 年 月 日 千円 |
| | 第5回 | 年 月 日 千円 |
| | 第6回 | 年 月 日 千円 |
| | 第7回 | 年 月 日 千円 |
| | 第8回 | 年 月 日 千円 |
| | 第9回 | 年 月 日 千円 |
| | 第10回 | 年 月 日 千円 |
| | 第11回 | 年 月 日 千円 |
| | 第12回 | 年 月 日 千円 |
| | 第13回 | 年 月 日 千円 |
| 変 更 後 の 償 還 方 法 | 第1回 | 年 月 日 千円 |
| | 第2回 | 年 月 日 千円 |
| | 第3回 | 年 月 日 千円 |
| | 第4回 | 年 月 日 千円 |
| | 第5回 | 年 月 日 千円 |
| | 第6回 | 年 月 日 千円 |
| | 第7回 | 年 月 日 千円 |
| | 第8回 | 年 月 日 千円 |
| | 第9回 | 年 月 日 千円 |
| | 第10回 | 年 月 日 千円 |
| | 第11回 | 年 月 日 千円 |
| | 第12回 | 年 月 日 千円 |
| | 第13回 | 年 月 日 千円 |

- (注) 1 資金の種類欄には、経営改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について、静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱別表に掲げる種類を記載すること。
 2 各漁業従事者等から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

様式第10号中「静岡県知事」を「貸付決定機関代表者」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に貸付決定された沿岸漁業改善資金については、改正後の静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱の様式により提出された申請書とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。